

茅ヶ崎市森林整備計画書

計画期間

| | | |
|---|---------|-----|
| 自 | 令和5年4月 | 1日 |
| 至 | 令和15年3月 | 31日 |

茅ヶ崎市森林計画概要図

〔市町村位置図〕



(凡 例)

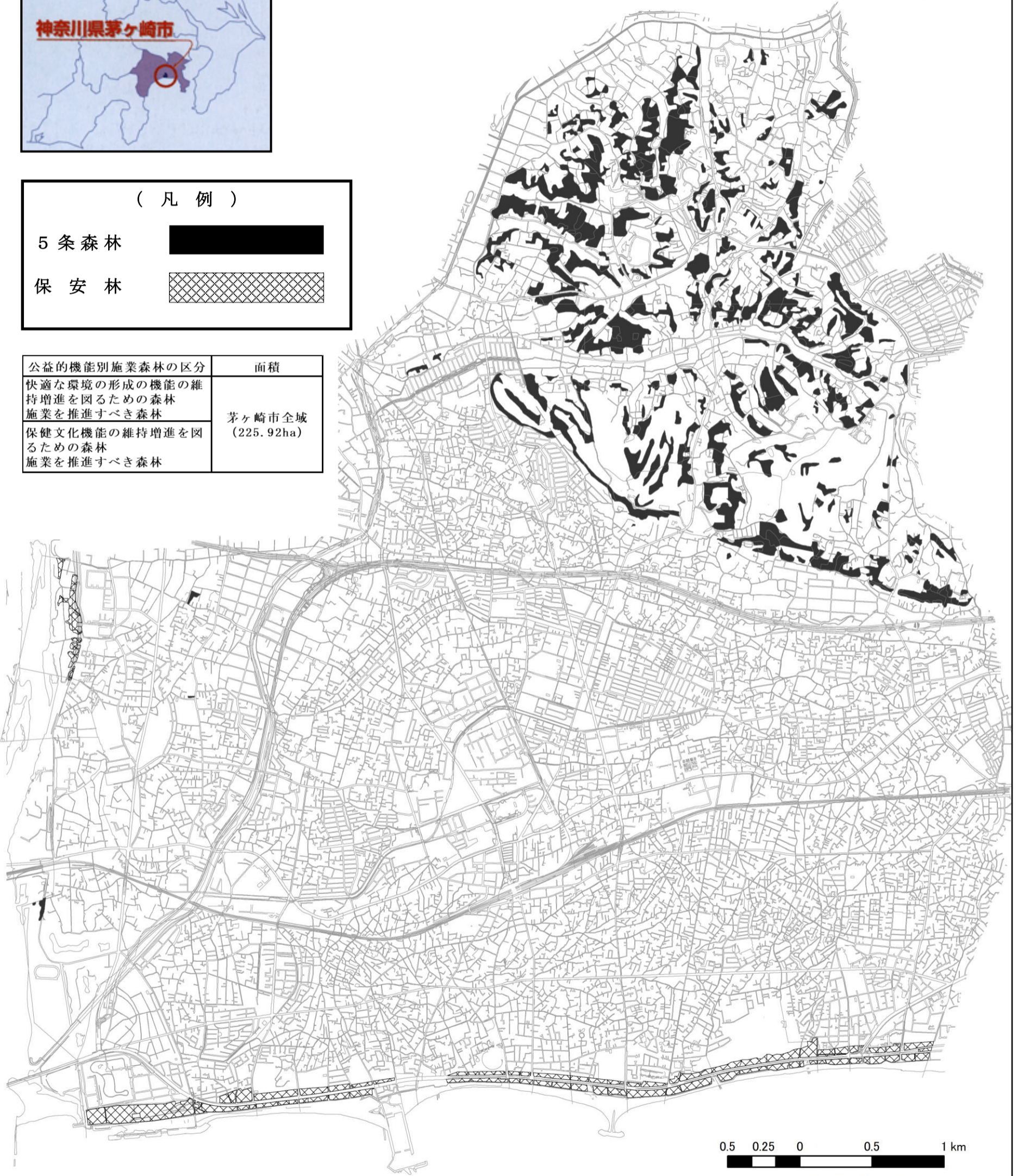
5 条 森 林



保 安 林



| 公益的機能別施業森林の区分 | 面積 |
|--|----------------------|
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林 | 茅ヶ崎市全域 (225.92ha) |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林 | |



0.5 0.25 0 0.5 1 km

1:25,000

※保安林は茅ヶ崎市森林整備計画の対象の森林として含まれますが、P 1 2 の 6 にありますように、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとなります。

目 次

| | | |
|----|---|----|
| I | 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | 1 |
| 1 | 森林整備の現状と課題 | 1 |
| 2 | 森林整備の基本方針 | 1 |
| 3 | 森林施業の合理化に関する基本方針 | 1 |
| II | 森林の整備に関する事項 | 1 |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | 1 |
| 1 | 樹種別の立木の標準伐期齢 | 1 |
| 2 | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 2 |
| 3 | その他必要な事項 | 3 |
| 第2 | 造林に関する事項 | 3 |
| 1 | 人工造林に関する事項 | 3 |
| 2 | 天然更新に関する事項 | 4 |
| 3 | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | 6 |
| 4 | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | 6 |
| 5 | その他必要な事項 | 7 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 | 7 |
| 1 | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 7 |
| 2 | 保育の種類別の標準的な方法 | 7 |
| 3 | その他必要な事項 | 8 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | 8 |
| 1 | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 | 8 |
| 2 | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 9 |
| 3 | その他必要な事項 | 9 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | 9 |
| 1 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | 9 |
| 2 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 | 9 |
| 3 | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | 9 |
| 4 | 森林経営管理制度の活用に関する事項 | 10 |
| 5 | その他必要な事項 | 10 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項 | 10 |
| 1 | 森林施業の共同化の促進に関する方針 | 10 |
| 2 | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 10 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 10 |

| | | |
|----|--|----|
| 4 | その他必要な事項 | 10 |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | 10 |
| 1 | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | 10 |
| 2 | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 | 10 |
| 3 | 作業路網の整備に関する事項 | 10 |
| 4 | その他必要な事項 | 11 |
| 第8 | その他必要な事項 | 11 |
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | 11 |
| 2 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 11 |
| 3 | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 | 11 |
| Ⅲ | 森林の保護に関する事項 | 11 |
| 第1 | 鳥獣害の防止に関する事項 | 11 |
| 1 | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 11 |
| 2 | その他必要な事項 | 11 |
| 第2 | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 | 11 |
| 1 | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等 | 11 |
| 2 | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） | 12 |
| 3 | 林野火災の予防の方法 | 12 |
| 4 | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 12 |
| 5 | その他必要な事項 | 12 |
| Ⅳ | 森林の保健機能の増進に関する事項 | 12 |
| 1 | 保健機能森林の区域 | 12 |
| 2 | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 12 |
| 3 | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 | 12 |
| 4 | その他必要な事項 | 12 |
| Ⅴ | その他森林の整備のために必要な事項 | 12 |
| 1 | 森林経営計画の作成に関する事項 | 12 |
| 2 | 生活環境の整備に関する事項 | 13 |
| 3 | 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | 13 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項 | 13 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項 | 13 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | 13 |
| 7 | その他必要な事項 | 13 |

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県南部に位置し、総面積3,576ha、神奈川地域森林計画における対象民有林面積は225.92haである。そのうち、マツを中心とした人工林面積は94.36haと海岸沿いに多く分布し、広葉樹等の天然林は119.36haであり、各地区に分散している状況である。

そうした中、市民が森林に求めるものは、生活環境の潤いや自然とのふれあいなどによる生活面での充実といった保健文化機能、森林の持つ水源のかん養、土砂の流失・崩壊防止といった生活環境保全機能が挙げられる。

しかし、本市では林業など森林に関わる産業がないため、活発な森林整備や更新は行われていないというのが現状である。また、多くの森林伐採の目的は資材置き場等の森林の転用であり、本市の森林面積は年々減少しているが、人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の保全を図ることが求められる。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源構成等を踏まえ、森林を公益的機能別施業森林に区分し、市民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「快適環境形成機能」、保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る森林について「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」の区域設定をする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は、次表のとおりとする。

| 区 域 | 森林整備の基本的な考え方 | 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方 |
|------------------------------------|---|---|
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する効果のある森林。 | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を保全し適切な間伐等を推進する。 |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 市民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した森林。 | 多様な森林、潤いのある自然景観の保全や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観に配慮した森林整備を推進する。 |

3 森林施業の合理化に関する基本方針

(該当なし)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めたものであり、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

| 地 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|--------|------------|--------|
| | スギ | ヒノキ | マツ類 | その他針葉樹 | クヌギ コナラ | その他広葉樹 |
| 本市全域 | 40年 | 45年 | 35年 | 50年 | 10年 | 20年 |

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の立木の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20ヘクタールを限度とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこととする。

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行いかつ材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

また、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺の森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

なお、集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

| 傾斜区分 | システム | 集材 | 伐倒・造材 | 運搬 |
|------------------------------|----------|--|-----------------------|-----------------|
| 緩傾斜地 〔概ね20°以下〕 (※1) | ① 車両系 | (路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付)グラップル等 | チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ | フォワーダ 又はトラック |
| 中～急傾斜地 〔概ね20～35°〕 (※2) | ② 車両系 | (路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付)グラップル等 | チェンソー・ ハーベスタ・プロセッサ | フォワーダ 又はトラック |
| | ③ 架線系 | (簡易な架線系集材) スイングヤーダ等 | チェンソー | フォワーダ 又はトラック |
| 急峻地 〔概ね35°以上〕 | ④ 架線系 | (架線集材) タワーヤーダ 自走式搬器等 | チェンソー | フォワーダ 又はトラック |

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする
 (主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

| 傾斜区分 | システム | 集材 | 伐倒・造材 | 運搬 |
|-----------------------|------|----------------------|--------|-----------------|
| 緩～急傾斜地 〔概ね 35° 以下〕 | 架線系 | (簡易な架線系集材) ジグザグ集材 | チェーンソー | フォワーダ 又はトラック |

3 その他必要な事項

(該当なし)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、適地適木を基本として自然条件、地域の自然条件に適した郷土樹種及び品種などの中から幅広く樹種を選定し、多様な森林の造成に努めることとする。また、スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するよう努める。

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|------------------------------------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、コナラ、ケヤキ、ミズキ等の有用広葉樹。 | |

注1) 上記の対象樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

| 樹種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) | 備考 |
|-----|--------|-----------------|----|
| スギ | 中庸仕立て | 2, 500～3,500 | |
| ヒノキ | 中庸仕立て | 2, 500～3,500 | |

注1) 広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。

注2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた数以上を植栽する。低密度植栽を行う場合については、上記表の植栽本数によらずスギ1,000～1,500本/ha以上、ヒノキ1,500本/ha以上程度の疎植を行うものとする。

注3) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧植えとする。 |
| 植栽の時期 | 裸苗：4月～6月中旬まで、秋植えは苗木の根の生長が鈍化した10月～12月中旬までに行うものとする。 コンテナ苗：土壌が凍結していない時期に行うものとする。 |

注1) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、梢殺の樹幹になりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材の生産を念頭においた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意する。

注2) 伐採と造林については一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を図るものとする。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図れる森林において行うものとし、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4に基づき、森林の適切な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次に示すものとする。

天然更新の対象樹種

| | |
|-----------|--|
| 天然更新の対象樹種 | カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、エゴノキ、オオバアサガラ、ハクウンボク、イトマキイタヤ、イロハモミジ、エンコウカエデ、オニイタヤ、カエデ類、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、クマシデ属、ケヤマハンノキ、ミズメ、ミヤマヤシャブシ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カゴノキ、オニグルミ、サワグルミ、ケンボナシ、ヤマグワ、シナノキ、ニシキウツギ、ヒコサンヒメシヤラ、ヒメシヤラ、アカメガシワ、マユミ、ユモトマユミ、エノキ、オヒョウ、ケヤキ、ハルニレ、ムクノキ、イヌザクラ、ウワミズザクラ、オオシマザクラ、オオヤマザクラ、ミヤマザクラ、ヤマザクラ、ウラジロノキ、アズキナシ、オオウラジロノキ、フサザクラ、アカガシ、アラカシ、ウラジログシ、カシワ、クリ、クヌギ、コナラ、シラカシ、スダジイ、ブナ、ミズナラ、イヌエンジュ、フジキ、オオバノキハダ、カラスザンショウ、ミズキ、ヤマボウシ、アラゲアオダモ、ヤマトアオダモ、シオジ、マルバアオダモ、コブシ、ホオノキ、アオ |
|-----------|--|

| | |
|---------------|--|
| | ハダ、モチノキ、ヤマグルマ、リョウブ、カマツカ、サワラ、ハンノキ、クマノミズキ、ニガキ |
| 萌芽による更新が可能な樹種 | エゴノキ、オオバアサガラ、イトマキイタヤ、イロハモミジ、エンコウカエデ、オニイタヤ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、オニグルミ、ヤマグワ、シナノキ、ニシキウツギ、マユミ、ユモトマユミ、エノキ、オヒョウ、ハルニレ、ムクノキ、イヌザクラ、ウワミズザクラ、オオシマザクラ、オオヤマザクラ、ミヤマザクラ、ヤマザクラ、フサザクラ、アカガシ、アラカシ、ウラジロガシ、カシワ、クリ、クヌギ、コナラ、シラカシ、スダジイ、ミズナラ、ヤマトアオダモ、ホオノキ、リョウブ、カマツカ、ニガキ |

注1) 天然更新の対象樹種は、上記のほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の自然的条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する。

| 樹種 | 期待成立本数（本/ha） |
|-----------|--------------|
| 天然更新の対象樹種 | 10,000 |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、天然更新補助作業を実施するものとする。

| 区分 | 標準的な方法 |
|------|--|
| 地表処理 | 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし等の作業を行うこととする。 |
| 刈出し | 刈り出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。 |
| 受光伐 | 稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。 |
| 植込み | 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。 |

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が概ね0.3m（※周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものがhaあたり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4に基づき、次のア～エに掲げる要件をすべて満たす森林とする。

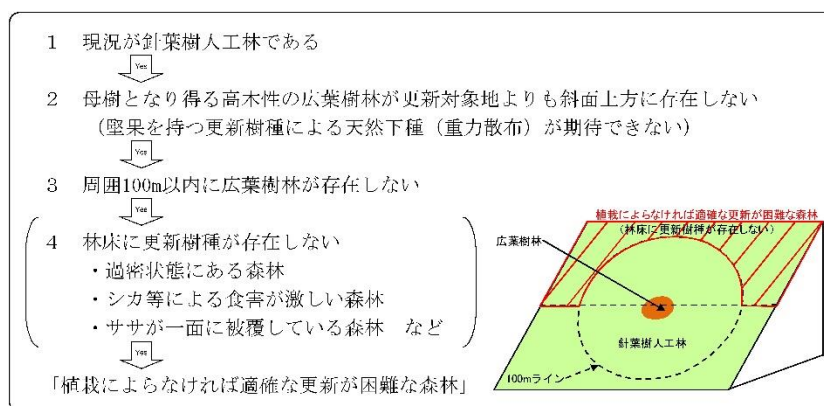
ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）

ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

この所在は、必要に応じて現地確認等により明らかにする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次の通り定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

| 樹種 | 本数（本/ha） |
|-----------|----------|
| 天然更新の対象樹種 | 10,000 |

5 その他必要な事項
(該当なし)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

本市における、主要樹種ごとの間伐をすべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する事項については、次表のとおりとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 本/ha | 間伐を実施すべき標準的な林齢 | | | 標準的な方法 | 備考 |
|-----|------|---------------------|----------------|-----|-----|---|----|
| | | | 初回 | 第2回 | 第3回 | | |
| スギ | 短伐期 | 2,500 ～ 3,500 | 15年 | 22年 | 30年 | ①開始時期 樹冠がうっ閉し主体木相互に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20%～30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう、配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。 | |
| ヒノキ | 短伐期 | 2,500 ～ 3,500 | 18年 | 25年 | 35年 | スギの①～④に準ずる。 | |

標準的な間伐の間隔

| 樹種 | 標準伐期齢未満 | 標準伐期齢以上 |
|-----|---------|---------|
| スギ | 8年 | 13年 |
| ヒノキ | 9年 | 13年 |

2 保育の種類別の標準的な方法

| 保育の種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢 | | | | 標準的な方法 | 備考 |
|-------|----|-----------------------------|-----|-----|-----|--------------------------------------|----|
| | | 年 | | | ... | | |
| | | 第1回 | 第2回 | 第3回 | ... | | |
| 下刈 | スギ | 7年生まで年1回雑草木の状態によっては2年目、3年目に | | | | 下刈は造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は植栽した年から7年間 | |

| | | | | | |
|------|-----|-----------|-----|-----|---|
| | ヒノキ | は2回刈りを行う。 | | | に7～9回とする。下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。必要に応じてつる切を併せて行う。 |
| つる切り | スギ | 10年 | | | 除伐は、下刈終了後、造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。 |
| | ヒノキ | 10年 | | | |
| 除伐 | スギ | 9年 | 13年 | 17年 | 除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとする。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとする。 |
| | ヒノキ | 11年 | 15年 | 19年 | |

3 その他必要な事項

(該当なし)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する機能の別に応じて、その機能を十分に発揮させるために推進すべき森林施業の方法は次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(該当なし)

イ 施業の方法

(該当なし)

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、別紙茅ヶ崎市森林計画概要図のとおりとする。

① 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(該当なし)

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち、気象災害を防止す

る効果が高い森林、生活環境保全機能の評価が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点の施業、美観的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それぞれの森林の区分については次表により定める。

| 施業の方法 | | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|-------------------------|---------------------------|----------------|---------|
| 伐期の延長を推進すべき森林 | | 該当なし | |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | | 該当なし | |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) | 該当なし | |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 市全域 (林班1～6) | 225.92 |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | | 該当なし | |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

(該当なし)

(2) 施業の方法

(該当なし)

3 その他必要な事項

(該当なし)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

(該当なし)

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

(該当なし)

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度については、本市の森林は海岸沿岸部と各地区に分散しており、施業の集約化は難しく、当面の間活用の見込みはない。本市の実態に即した形での制度の活用について調査・研究の必要があるため、今後、類似した状況の市町の取組事例などを参考とし、意向調査の実施や制度の導入について検討を進めていく。

5 その他必要な事項

(該当なし)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

(該当なし)

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

(該当なし)

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(該当なし)

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(該当なし)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

(該当なし)

イ 基幹路網の整備計画

(該当なし)

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

(該当なし)

(2) 細部路網の整備に関する事項
ア 細部路網の作設に係る留意点

(該当なし)

イ 細部路網の維持管理に関する事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(該当なし)

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(該当なし)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(該当なし)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

(該当なし)

(2) 鳥獣害の防止の方法

(該当なし)

2 その他必要な事項

(該当なし)

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め病虫害等の種類や被害の程度に応じ薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が

急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他

(該当なし)

2 鳥獣害対策方法（第1に掲げる事項を除く。）

(該当なし)

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止対策については、標識・看板等の設置による山火事予防の意識の啓発を基本とした対策を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、茅ヶ崎市火入れに関する規則による。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(該当なし)

(2) その他

(該当なし)

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

(該当なし)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

(該当なし)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

(該当なし)

(2) 立木の期待平均樹高

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(該当なし)

2 生活環境の整備に関する事項

(該当なし)

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

(該当なし)

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(該当なし)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民の森や里山公園等において、地域住民の活動による除伐や徐草、清掃作業が行われ、森林の整備に取り組まれているので、今後もこうした森林づくりのフィールドを提供していくこととする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

(該当なし)

(3) その他

(該当なし)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(該当なし)

7 その他必要な事項

保安林その他の法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

茅ヶ崎市森林整備計画書

令和5年4月1日～令和15年3月31日

令和5（2023）年3月樹立

発行

茅ヶ崎市

編集

都市部景観みどり課みどり担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話

0467-82-1111（代）

携帯サイト

FAX

0467-57-8377

QRコード

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

